消防団

な

が

お

か

平成 26 年 5 月 編 集 発 行 長 岡 市 消 防 団

# 平成26年度 長岡市消防団幹部



	大竹 正美中之島方面隊長	和	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	隊	<b>駒木根</b> 伸二	<b>与板方面隊長</b>	星野	隊長	川口方面隊長雅		
本部員長	<b>廣井</b> 晃	平澤	<b>꾸</b> ㅣ	長岡北部方面隊長	長岡川西方面隊長	長岡西部方面隊長	丸山雅行	越路方面隊長	田中 仁		小国方面隊長 見
		副団長島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		消防団長 五井 文雄	副団長		小 林 一 福		•	

# 長岡市消防団人事異動(消防団長、副団長、本部員長、方面隊長)

退職者(3月31日付け)			昇任・昇格者等(4月1日付け[]内は旧任)			
			• 消防団長	五井	文雄	
  ・消防団長	櫻井	守	・副団長	小林	一福	[本部員長]
	1277.	-	・本部員長	倉内	哲司	[長岡北部方面隊長]
・長岡川西方面隊長	山田	和夫	・長岡北部方面隊長	反町	敏彦	[長岡北部方面副隊長]
			・長岡川西方面隊長	本田	数巳	[長岡川西方面副隊長]

# 平成26年度長岡市消防団行事予定

月日	時間	行事内容	場所	
5月26日(月)	19:00~21:00	市長・消防団幹部懇談会	長岡グラント゛ホテル	
6月8日(日)	7:45~12:30	長岡市消防団ポンプ操法競技会 (兼新潟県消防協会長岡地区支会代表選考会)	長岡市消防本部 長岡市民防災公園	
10月19日(日)	8:00~11:30	長岡市総合防災訓練	主会場 小国地域	
1月4日(日)	午後	長岡市消防出初式	大手通り アオーレ長岡	

# 今年度消防車両を更新する分団

1 中之島方面隊 中之島分団 ポンプ車 → 軽積載車

2 和島方面隊 第 1分団 普通積載車 → 軽積載車

3 長岡南部方面隊 第10分団 普通積載車 → 軽積載車

4 長岡川西方面隊 第19分団 普通積載車 → 軽積載車

5 小国方面隊 第 4分団 軽積載車 → 軽積載車



※写真は昨年度導入車両です。

## 長岡市消防団互助会事業

消防団員の福利厚生及び相互扶助を図ることを目的として、全消防団員で組織運営している事業です。 次表に該当する事案が発生したら、所属の分団長等を通じて、事務を担当する消防署(出張所)又 は川口支所地域振興課に連絡し、請求手続きをしてください。

	長岡	年会費 500 円 (9月、3月支給の 年報酬から250円ずつを徴収)				
本人死亡		公務、公務外を問わず	・香典 100,000円 ・御明し(料) 2,000円 ・花輪(花料) 15,000円			
金金	家族等死亡	同居の親族で次に掲げるもの ・配偶者 ・子 ・実父母、養父母、義父母	・香典 10,000円 ・御明し(料) 2,000円			
		住居の全部を焼失、滅失	50,000円			
	災害見舞金	住居の5分の1以上を焼失、滅失	30,000円			
		借家等の5分の1以上を焼失、滅失 (会長が認めたとき)	20, 000 円以内			
療養見舞金		公務による疾病で入院 30 日以上	10, 000 円			
		新潟県消防大会ポンプ操法競技会	出場分団への助成 100,000円			
	活動助成金	市ポンプ操法競技会助成金	出場分団への助成 30,000円			
(請	請求手続き不要)	新潟県消防学校入校者	1日につき 5,000円			
		その他	代議員の協議により決定			

<sup>※</sup> 弔慰金、災害見舞金及び療養見舞金に伴う請求期間は、給付理由が生じた日から1年以内です。

### 消防団員の公務災害について

消防団員の皆さんが、災害活動や訓練等によりけがをした場合は、公務災害として各種補償が適用されます。

万が一けがをした場合は、所属の分団長等を通じて、速やかに方面隊等の事務を担当する消防署(出張所)又は川口支所地域振興課に報告してください。(まず口頭で報告をお願いします。)



※ けがをした本人又は同行者は、医療機関での初診時に、「公務による負傷」であることを説明し、 診察等にかかった費用(薬剤含む)は支払わないでください。後日、報告を受けた担当職員が医療 機関等への支払い手続きを行います。

# 長岡市消防団ラッパ隊募集中!!

平成26年4月1日に「越路方面隊ラッパ隊」及び「川口方面隊ラッパ隊」を解散し、新たに消防団本部に「長岡市消防団ラッパ隊」を設置しました。ラッパ隊は4月1日現在、23名の隊員が在籍しています。まだまだ募集していますので、興味のある方は、消防本部総務課にご連絡ください。

- ・ラッパ隊は消防団本部に所属し、定数は隊長1名、副隊長2名及び隊員27名の計30名です。
- ・隊員の身分は各方面隊所属とし、ラッパ隊を兼務します。
- ・ラッパ隊は消防機関が主催する行事(消防出初式等)に演奏出場します。



## 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

平成25年12月13日「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布されました。

消防団に関する主な内容は次のとおりです。

#### ≪消防団の強化≫

消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとしています。 (第8条)

#### ≪消防団への加入の促進≫

一番の基礎である、「自らの地域は自ら守る」という気持ちを持ってもらうように、国と地方公共団体は、消防団への加入について必要な措置を講じることとしています。(第9条)

#### ≪公務員の消防団員との兼職に関する特例≫

公務員は、元々国民の福祉の向上のため働いています。そして安全の確保は福祉の根本ともいえることから、率先垂範、消防団に入団することは望ましいとされました。しかし、公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などが必要です。今回は、これについて公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き、認めなければならない」と定められ、そのほか、入団しやすいように規定が定められました。(第10条)

#### ≪消防団員の処遇の改善≫

消防団員は、元々多額の報酬を期待しているものではありませんが、この法律では、国と地方公共団体は、処遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるものとしています。(第13条)

#### ≪消防団の装備の改善等≫

国と地方公共団体は、消防団の装備の改善と相互応援の充実のため、必要な措置を講ずるものとし、また、国と都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされました。

この規定を背景に、平成26年2月、国が定めている「消防団の装備の基準」と「消防団員服制基準」 を初めて大幅に改善しました。(第14条、第15条)

## 消防団員優遇施設

次の施設で、<u>利用時に消防団員証を提示すると</u>優遇が受けられます。不明な点は、下記担当まで問い合わせてください。

#### 1 アクアーレ長岡(新陽2丁目)

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容(利用料金は、組合員料金が改正された場合、変更となります。)

	_	大	人	小人 (小学生以下)		
		一般	団員及び家族	一般	<mark>団員及び家族</mark>	
フルコー	-ス	1,500円	1, 200円	900円	700円	
温	泉	700円	500円	500円	300円	

#### 2 越後長岡ゆらいや (川崎町)・越後長岡ゆらいや華の湯 (堺町)

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容 レンタルタオル(50円)及びレンタルバスタオル(100円)の無料貸与 館内飲食店で食事をする場合、通常料金で大盛りサービス(ただし、一部商品を 除く。)

#### 3 天然温泉 麻生の湯 (麻生田町)

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容 館内飲食店で食事をする場合、ソフトドリンクの一杯無料サービス 通常料金で大盛りサービス (ただし、一部商品を除く。) 利用者に発生するポイント (平日に限る。) については、団員本人に限り2倍

#### 4 越後・長岡/花みずき温泉「旬食・ゆ処・宿 喜芳」(上岩井)

- ① 対象者 消防団員及びその家族2名まで(ただし、入館料が発生する家族に限る。)
- ② 優遇内容 ソフトドリンクの一杯無料サービス

担当:総務課消防団係 電話 0258-35-2192